

# 令和3年度 南部町地震防災訓練を実施します!!

◆実施日 令和3年9月5日(日) 午前8時～

◆実施場所 各自主防災会（指定避難地・避難場所等）

◆問合せ先 交通防災課 ☎ 66-3417

## テーマ：『高めよう地域ぐるみの自主防災』 ～コロナ禍における自助・共助～

【主な訓練項目】	【訓練区分】	【開始時間】	【パターン】
★地震発生		AM 8:00	1・2
●発災概要（避難指示）発令訓練	町災害対策本部	AM 8:00	1・2
①初期行動訓練	自助訓練	AM 8:05	1・2
②緊急速報メール訓練	町災害対策本部	AM 8:10	1・2
③安否確認訓練（黄色いハンカチ作戦）	自助訓練	AM 8:10	1・2
④自主防災会・消防団各部災害調査訓練	自主防災会・消防訓練	AM 8:10	1・2
⑤避難訓練（避難地・避難所）	自助・共助訓練	AM 8:20	1・2
⑥住民及び災害時要援護者避難誘導訓練	共助訓練	AM 8:20	1
⑦避難者人員確認点呼及び避難状況報告訓練	自助・共助訓練	AM 8:40	1・2
⑧避難所開設・運営訓練	自主防災会訓練	AM 9:00	1
⑨自主防災会選択式自主実動訓練（複数の訓練実施可）	自主防災会訓練	AM 9:00	1・2
⑩災害被害状況報告伝達訓練	自主防災会訓練	AM 9:30	1・2
⑪衛星携帯電話による通話訓練	孤立集落対策訓練	AM 9:30	1・2
		AM 8:00	3
⑫自主防災会備蓄資機材、備蓄品等確認点検訓練	自主防災会訓練	AM10:00	1・2
		AM 8:00	3
⑬特設公衆電話による通話訓練	自主防災会訓練	AM11:00	1・2
		AM 9:00	3

※今年度は感染状況により「訓練実施パターン」を変えて実施いたします。  
「訓練実施パターン」の決定は、当日朝7時にFM告知端末でお知らせいたします。

### パターン1

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が隣接都県に発令されていない時

①～⑬全て実施  
住民参加型

### パターン2

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が隣接都県に発令されている時

⑥⑧以外実施  
住民参加型

### パターン3及び中止

山梨県に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令、又は南部町に感染者が出た時

⑪⑫⑬のみ実施又は中止  
区役員と町による情報伝達訓練

# 【新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金】

山梨県では、新型コロナウイルスワクチン接種後に、副反応と思われる症状により休業することになった方に、助成金を支給します。

## ◆助成対象者（以下の4項目全てに該当する方が対象です。）

- (1) 山梨県内で令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた方
- (2) 労働者又は個人事業主  
☞事業所から賃金を得て働いている方や自営業者の方（アルバイト・パートの方も対象）
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応(※)と思われる症状により休業した方  
※ワクチン接種後にみられる、注射した部分の痛みや、だるさ、頭痛、発熱、関節の痛みなど
- (4) 休業期間中、給与や手当、休業に対する公的な補償を受け取っていない方  
☞給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない方

## ◆助成内容（1回目、2回目の接種のいずれも対象）

- (1) 助成金額（休業した日、1日につき4,000円）  
☞1回の接種で最大2日間が対象で、最大8,000円  
☞1回目と2回目の接種両方で副反応と思われる症状が発生し休業した場合、最大16,000円
- (2) 助成対象日  
 新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた日の翌日及び翌々日のうち休業した日。  
☞ただし、副反応と思われる症状が発生したことにより、接種を受けた日に予定されていた勤務を休業した場合は、接種を受けた日及び翌日のうち休業した日  
「休業した日」とは・・・仕事の予定があったが、副反応と思われる症状で休んだ日で、給与、手当等の支給がない日（定休日、年次有給休暇等は対象外）

## ◆申請方法（1回目、2回目の接種終了後にそれぞれ申請しても、2回目の接種終了後にまとめてしてもどちらでも結構です。）

- (1) 郵送  
下記の助成金申請に必要な書類を右記の宛先に郵送してください。  
＜郵送先＞  
 〒409-3851  
 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1  
 「山梨県新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局」あて
- (2) インターネット  
ホームページから『やまなしくらしねっと』を使って電子申請ができます。

＜助成金申請に必要な書類＞ ※様式は県ホームページからダウンロードしてください。

### ○労働者の方

交付申請書及び実績報告書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、就労証明書（様式第3号）  
 直近の給与明細のコピー、健康保険証のコピー、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証のコピー  
 振込先の通帳等のコピー

### ○個人事業主（自営業）の方

交付申請書及び実績報告書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、就労申立書（様式第4号）  
 直近の給与明細のコピー、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証のコピー

## ◆申請期限：令和4年3月31日（木）

できるだけ、2回目接種後の休業終了後、1ヵ月以内に申請してください。

詳しくは県ホームページをご覧ください

山梨労政 副反応助成

検索

お問合せ先

山梨県新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局  
 ☎ 055-268-6667（平日10時～18時）

## 国民年金保険料納付方法のお知らせ

国民年金保険料の納付は、

**口座振替での前納・早割（またはクレジットカードでの前納）が便利でお得です！**

前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

### ☆ 早割（口座振替のみ）は、月50円（年間600円）お得になります！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。現金納付の場合は当月末までに納付していただいても割引はありません。

○通常の口座振替（翌月末振替） 月額 16,610円 7月分 ⇒ 8月末振替

○早割（当月末振替） 月額 16,560円 7月分 ⇒ 7月末振替

※申し込み後最初の口座振替は前月分と当月分（50円割引）の2か月分となります。

### ☆ 6か月（10月～3月）前納は口座振替で1,130円、クレジットカード納付で810円お得になります！

6か月分の前納は口座振替で98,530円、クレジットカード納付で98,850円と現金で毎月納付する場合の99,660円に比べてお得です。また、口座振替の場合は、現金納付での6か月前納と比べても320円お得です。

### 手続をご希望の方

#### ☆口座振替手続・・・

- ・申請書の取得：年金事務所、市町村役場窓口、日本年金機構ホームページ
- ・申請書提出先：年金事務所（郵送も可）、ご指定引き落とし口座の金融機関窓口

#### ☆クレジットカード納付手続・・・

- ・申請書の取得：年金事務所、市町村役場窓口、日本年金機構ホームページ
- ・申請書提出先：年金事務所（郵送も可）

また、6か月（10月～3月）前納（10月末振替）は8月末が提出期限となりますので、余裕を持ってお手続をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申請をぜひご活用ください。

★日本年金機構ホームページ★

<https://www.nenkin.go.jp>

または日本年金機構で検索

#### ★ お問合せ ★

◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004

◇竜王年金事務所：☎ 055-278-1104

または、南部町役場

◇住民課 本庁舎：☎ 66-3405（直通）

◇住民課 分庁舎：☎ 64-4834（直通）